

1 いじめ問題についての基本認識

(1) いじめは人間として絶対に許されない

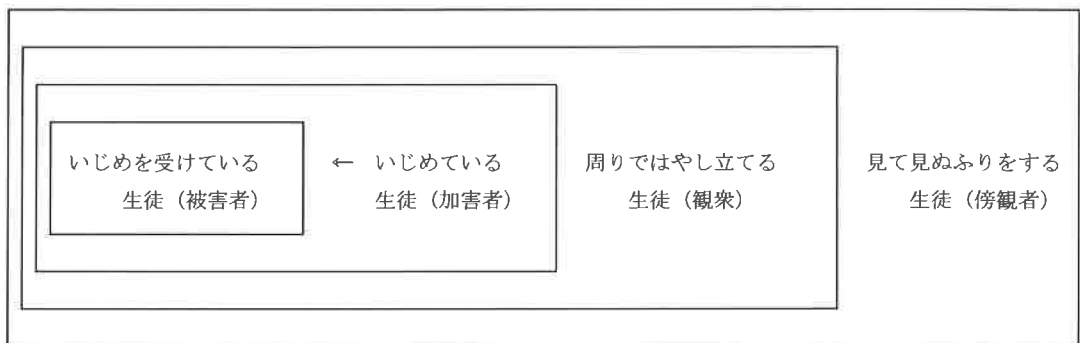
- ①「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子供を必ず守り通す」ということ。
 - ②いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるということ。
- 上記の2点を認識することから「いじめ問題」は始まる。

(2) いじめの特徴

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にもおこりうるものだ」と考えなければならない。

①いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている生徒といじめている生徒との関係だけでとらえることはできない。いじめは「四層構造」になっている。



観衆や傍観者の立場にいる生徒も、結果としていじめを助長していることになる。また、いじめられている生徒といじめている生徒との関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

②いじめの様態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・その他

③いじめられている生徒の気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、(告げ口したとして)更にいじめられるのではないかと不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの生徒に向けることがある。

④いじめている生徒の気持ち

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- ・いじめられている側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。

⑤いじめの原因

- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、生徒のストレスのはけ口の手段としていじめが発生する。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

2 いじめの未然防止のために

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

- 教師の人権意識
 - いじめを許さない生徒を育てる教育活動
 - いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的取組
 - 教育相談体制の充実
- など、さまざまな観点からの体系的な取り組みや活動が大切である。

未然防止の取組の重要性 — いじめを許さない生徒を育てる —

- ・学校生活の中では、生徒同士のトラブルは、ある意味、日常的なものといえる。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことの内容に、未然防止を図ることが何よりも重要だ。
- ・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められるようになってきている。そこには、すべての生徒を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前に行っていく、よいことはよい、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方がある。
- ・いじめが起きないように努力すること、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考え、つまり、本当に求められる対応というのは、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策が求められている。

(2) いじめの未然防止に向けての手立て

①学級経営を充実させる

- ・生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人の良さが発揮され、互いを認め合う学級作り。
- ・生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくり。
- ・正しい言葉遣いができる集団の育成。いじめの大半は言葉によるものであり、「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような継続的な指導。(特に年度始め)また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要。
- ・質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用による生徒の実態の把握。
- ・担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもって進めることが重要。

※担当と生徒が、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果もある。

②授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通じて生徒たちの学び合いの保障。

③倫理観、道徳観の育成

- ・建学の精神の教えに基づいた利他・奉仕の精神を持った豊かな人間性の育成。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実。
- ・話し合い活動を通じて、いじめにつながるような諸問題の解決を図ることのできる学級活動。

④教員の自主研修の奨励

- ・発達段階に応じた、いじめの心理についての学習。
- ・構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムの学習。
- ・ソーシャルスキルトレーニング(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の学習。

⑤学校行事

- ・生徒たちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事の企画及び実施。

⑥生徒会活動

- ・生徒が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるような生徒会活動。
(実践例) ・生徒会による「いじめ防止アピール」やピア・サポート活動の展開など

担任として学級経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない生徒たちでも、いじめが起きやすい雰囲気の中で学級集団の中にいると心が乱れてきます。反対に、学級の環境を整備することで、生徒たちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。ここでは、学級担任・教科担任として、日々の学級経営・教科指導を見直す際のチェックポイントを示します。非常勤の先生は関係する箇所をチェックし、見直す機会としてください。

【教師の言動】

- 生徒の言い分に耳を傾けている。
- 生徒の良さを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに生徒に接している。
- やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押し付けたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの生徒とも関わり合いをもっている。
- 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- 分かりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- 始礼、終礼が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができています。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 昼食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- 学年会や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、生徒や学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学年だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

※生徒たちは、学校のすべての場で学んでいます。学校全体の方針のもと、学年等で情報交換を密にし、教職員同士が互いに高まり合いながら学級経営を見直していく必要があります。また、学級をチェックする時期やチェックしたことの生かし方を考える時、見通しを持つことも大切です。

3 いじめの早期発見について

(1) いじめを発見する手だて

①教師と生徒との日常の交流をとおした発見

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会を利用した目配り。

②複数の教員の目による発見

- ・多くの教員による様々な教育活動を通じた生徒への関わり。
- ・教室から職員室へ戻る経路の変更や生徒トイレの利用などによる気になる場面の発見。
- ・休み時間、昼休み、放課後などの計画的な校内巡回による発見。

③アンケート調査

- ・いじめも含めた「生活等に関する調査」等の計画的な調査。
- ・学年団全体でのアンケートの集計や分析。

④教育相談をとおした把握

- ・学校全体として定期的な面談の実施。
- ・気軽に相談できるスクールカウンセラー等の活用。

⑤生徒会が主体となった取組

- ・生徒会活動による、いじめ防止の訴え、解決を図れるような自発的、自治的活動の取り組み。

(2) 学級内の人間関係を客観的にとらえる

潜在化した学級内での人間関係のトラブルを発見するための、教師の間の情報交換や各種調査による点検。

(3) いじめを訴えることの意義と手段の周知

①いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることの指導。

②家庭に対して、学校へのいじめの訴えや相談方法の周知。

(例)

- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- ・生徒指導担当やスクールカウンセラー、養護教諭等への相談の申し込み方法を周知する。
- ・学校の電話番号など、様々な方法で相談できることを周知する。

③家庭に対して、関係機関（いじめ対策室・市町村や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法の周知。

- ・配布物やポスター等による関係機関の連絡先の周。

④匿名による訴えの対応

- ・相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることの周知。（匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実に解決するためには、氏名等の情報を得る必要があることを伝える。）

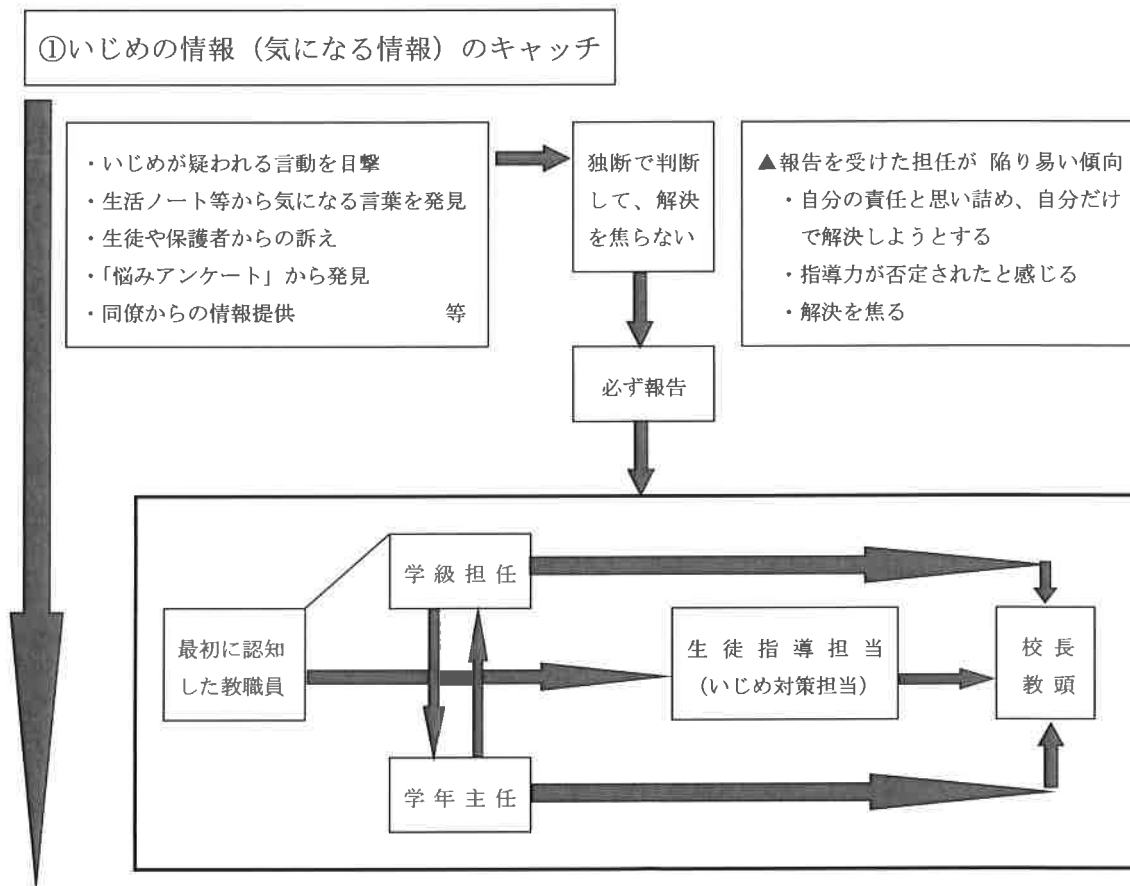
(4) 保護者や地域からの情報提供

①いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知。（共通認識に立ったうえで、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。）

②いじめを察知・発見した際の学校への連絡方法等の周知。

4 いじめの発見から解決まで

(1) 発見から指導、組織的対応の展開



② 対応チームの編成

校長(教頭)、生徒指導主事(主任)、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、
スクールカウンセラー、部活動顧問等
※事案に応じて、柔軟に編成する。

③ 対応方針の決定・役割分担

- ア 情報の整理
・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴
- イ 対応方針
・緊急度の確認 「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- ウ 役割分担
・被害者からの事情聴取と支援担当
・加害者からの事情聴取と指導担当
・周囲の生徒と全体への指導担当
・保護者への対応担当
・関係機関への対応担当

④ 事実の究明と支援・指導

- ア 事実の究明
いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている生徒や、周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で事情聴取を行う。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、保護者に来校願いを、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではないこと>

- ▲いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

⑤いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

ア 被害者（いじめられた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、いじめられた生徒に対して徹底して味方になる。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

イ 加害者（いじめた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通じて、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。

ウ 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や防寒していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動範囲や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通じて、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(2) 保護者との連携

ア いじめられている生徒の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ※保護者の不信をかう対応
 - ▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにいじめはない」などと言う。
→事実を調べ、いじめがあれば生徒を必ず守る旨を伝える。
 - ▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
 - ▲電話で簡単に対応する。

イ いじている生徒の保護者との連携

- 事情聴取後、保護者に来校願い、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- 事実を認めなかったり、うちの子は首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。
- ※保護者の不信をかう対応
 - ▲保護者を非難する。
 - ▲これまでの子育てについて批判する。

ウ 保護者との日常的な連携

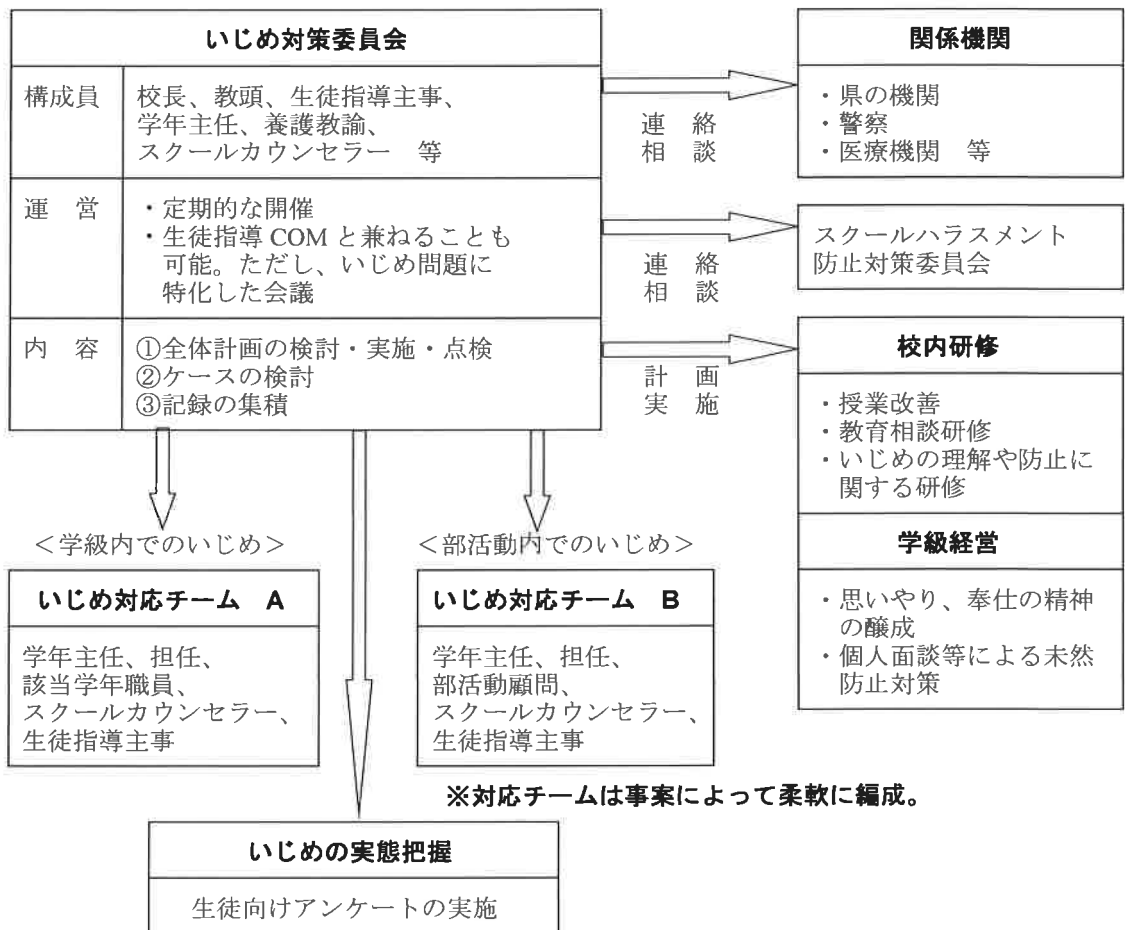
- 年度当初から、学年だよりや保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や、指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

(3) 関係機関との連携

- 深刻ないじめの解決には、愛知県私学振興室、警察、医療機関、清林館高校顧問弁護士等の連携が不可欠である。
- 日ごろからの連携が、深刻な事案が発生した時に連携プレーを容易にする。

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針について相談したい。 	愛知県私学振興室 顧問弁護士
<ul style="list-style-type: none"> ・指導方針や解決方法について相談したい。 ・生徒や保護者への対応方法を相談したい。 	顧問弁護士
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。 	警察
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。 	医療機関
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒、いじめた生徒の心のケアが必要である。 	スクールカウンセラー 養護教諭

5 いじめ対策委員会の設置



いじめ指導記録カード

被害生徒	年 組 番	氏名	(男・女)
関係する生徒氏名 (年・組)	(加害者等、関係すると思われる生徒名)		
担任 及び 支援チーム	(編成された支援チームの関係職員名)		
内 容	(いじめの発端、いじめが発見されたきっかけ、いじめの態様、 加害者の状況、保護者の状況)		
報告の状況	(第一報を、いつ、誰が、誰に、どのような内容の報告を行ったか。)		
対 応 状 況			
月 日	被害者への対応内容	加害者への対応内容	
	(被害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記載) (聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付)	(被害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記載) (聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付)	